

公益財団法人倉石地域振興財団
2025 年度奨学生募集要項

1.趣旨

公益財団法人倉石地域振興財団では、我が国の医療・介護・福祉の振興並びに国民の健やかな生活に寄与することを目的として、大学及び専門学校において医療・介護・福祉に関する分野を専攻する学生で、将来医療・介護・福祉分野で活躍することを志すものに対して奨学金を支給します。

2.特徴

奨学金は支給とし、返済の義務はありません。

3.奨学生の応募資格

長野県出身者で医療・介護・福祉に関する分野を学ぶ大学生、短期大学生及び専門学校生のうち2年生以上の者であって、次の各号のすべてに該当する方。

- (1) 別表に定める学力基準を満たす者
- (2) 大学、短期大学又は専門学校を卒業後、長野県内の医療機関や介護・福祉施設に就職を予定している者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金を除き、他の奨学金制度による奨学金の給付及び貸与を本奨学金と併用して受けない者

4.採用人員

25名（予定）

5.奨学金の額と支給の方法

支給金額	大学生：月額5万円 短期大学生及び専門学校生：月額3万円
支給の期間	2025年4月から正規の最短修業年限の終期まで
支給の方法	奨学金は、原則として3か月分を3か月ごとに本人名義の銀行口座に振り込みます。 ※初回支給は2025年6月末日ごろを予定（4月～6月分）。 以後は3か月分を3か月おきに支給予定。

6.奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を休止、停止又は廃止をすることがあります。また、下記に該当することとなった場合で故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

- (1) やむを得ない事情により大学、短期大学又は専門学校を休学又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められたとき
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) 在学大学、在学短期大学又は在学専門学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき

下記①～③に該当する場合は辞退届を提出してください

- ①独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金を除き、他の奨学金制度による奨学金の給付及び貸与を決したとき
- ②大学、短期大学又は専門学校を卒業後、長野県外の医療機関や介護・福祉施設等に就職を決したとき、または医療機関や介護・福祉施設等での就職をしないことを決したとき
- ③大学、短期大学又は専門学校を卒業後、進学を決したとき

7.募集方法

財団ホームページや各大学、短期大学又は専門学校の奨学金担当窓口を通じて公募します。

8.応募の手続(必要書類)

- (1) 奨学生願書（所定の様式）
- (2) 成績証明書（最新年度分）
- (3) 個人情報への取扱いについての同意書（所定の様式）
- (4) 大学学長、専門学校長又は指導教員等の推薦書

9.応募締切日

2025年5月9日（金） 当財団事務局必着

10.選考及び決定

- (1) 当財団に設置する奨学生選考委員会の選考を経て、理事会にて決定します。
- (2) 選考にあたっては、奨学生願書、成績証明書、推薦書を総合的に審査します。

- (3) 採用決定者については、大学、短期大学、専門学校及び本人に通知します。(2025年6月ごろを予定)

11.その他

- (1) 奨学生採用者には、進級時にあらためて成績証明書及び生活状況報告書等の提出を義務付けます。
- (2) 応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

(別表)

1. 学力基準

原則として、GPA (Grade Point Average) が2.5以上の者とする。

なお、GPAによる学力基準を適用することが適当でない大学及び専門学校については、下記の算式により、これに相当する校内学力基準により判定するものとする。

	合格 (単位修得)				不合格
評価	S (秀)	A (優)	B (良)	C (可)	D (不可)
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
GP	4	3	2	1	0

$$GPA = \frac{\text{(履修登録した科目のGP} \times \text{その科目の単位数) の総和}}{\text{履修登録した全科目の総単位数}}$$